

事業所各位

島根労働局長登録教習機関
(公社)建設荷役車両安全技術協会 島根県支部

車両系建設機械の運転技能講習開催のご案内

(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

労働安全衛生法に基づき、機体重量3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用機械)の運転業務は技能講習を修了した者でなければ従事できません。

標記の技能講習を下記により開催致しますので、関係者の受講方についてご案内いたします。

記

1. 開催日時・場所

	日程	会 場	定員
学 科	9月 20日(水) 21日(木)	テクノアークしまね 本館 4F 大会議室 松江市北陵町1 (別添地図参照) TEL 070-3849-0839 (建荷協携帯)	35 名
実 技	9月25日(月)、26日(火) のどちらか当協会が指定する 日(悪天候の場合は変更有)	石倉有限会社 所有地 松江市東出雲町出雲郷 1464-1 (別添地図参照) TEL 070-3849-0839 (事務局携帯)	

2. 受講資格

満18歳以上の者で〈別紙1-1〉受講資格区分の対象者

3. 学科講習の時間割

(出欠確認 8:30~8:45 講習開始 8:50)

	講習科目	時間割
第1日目	作業に関する装置の構造、取扱い及び 作業方法に関する知識 (3時間)	8:50~12:00 途中休み5分×2回
	昼休み (1時間)	12:00~13:00
	作業に関する装置の構造、取扱い及び 作業方法に関する知識 (2時間)	13:00~15:05 途中休み5分
第2日目	運転に必要な一般的事項に 関する知識 (3時間)	8:50~12:00 途中休み5分×2回
	昼休み (1時間)	12:00~13:00
	関係法令 (1時間)	13:00~14:00
	学科修了試験 (1時間)	14:10~15:10

☆学科修了試験の不合格の方は実技講習を受講できず、受講料等を返金致しません。

4. 実技講習の時間割

(出欠確認 8:30~8:50 講習開始 9:00)

	講習科目	時間割
第3日目	作業のための装置の操作 (5時間)	9:00~15:15 昼休み 12:00~13:00 【1時間】
	実技修了試験	15:15~概ね17:30

☆実技講習は1日20名以内で行い、実技修了試験の終了時間は受講者人数により変動します。

《裏へ》

5. 受講料等（受講料・テキスト代は消費税込の金額）

受講区分	講習時間		受講料	テキスト代	合計(消費税込)
	学科	実技			
C	9	5	41,800円	1,914円	43,714円

6. 受講手続

(1) 提出書類

1	受講申込書及び 写真1枚(免許証サイズ 2.4cm×3cm)	2	運転業務経験証明書 (受講資格区分 C2, C3, 該当者)
---	-----------------------------------	---	-----------------------------------

3	免除を証する書面(※修了証又は免許等写し)	下記を記入又はゴム印などし、押印
	※写しの裏面又は余白欄に事業主が 原本と相違ないことを証明 【原本証明方法】	原本と相違ないことを証明する 令和 年 月 日 会社 住所 名称 代表者 印

(2) 申込方法(定員に達した場合は締切ります)

定員枠の有無を電話やホームページ等で確認し、9月1日(金)迄に申込みと共に受講料・テキスト代を下記金融機関へお振込み下さい。(振込手数料はご負担願います)

山陰合同銀行津田支店 普通 口座番号 2320092
 口座名義：(公社)建設荷役車両安全技術協会 島根県支部 支部長 秀浦 義久
 シヤ) ケンセツニヤクシャリョウアンゼン

(3) キャンセルの取扱い

原則、受講日4日以内(土、日、祝日を除く)のキャンセルは、受講料を返金致しません。
 キャンセルや誤入金等で返金の処理が発生した場合の振込手数料はご負担願います。

7. 修了証の交付とお手元に届くまでの時間

学科及び実技試験に合格した受講者には、法令で定める「修了証」を交付します。但し、実技講習最終日の次の日から2, 3日後(土、日、祝日を除く)に発送予定のため時間を要します。

8. 申込み先・問合せ先

〒690-0012 松江市古志原2-20-54

(公社)建荷協島根県支部 TEL 0852-27-0340 FAX 0852-27-0556

9. 受講に際しての諸注意

(1) 学科講習について

- 筆記用具(シャープペン又は鉛筆、消しゴム等)を持参下さい。
- 学科試験に追試はなく、不合格になりますと実技講習を受講することはできません。

(2) 実技講習について

- 実技講習の日程は受講者数が決まり次第、日にちを振り分け1週間位前にFAXでお知らせします。
 なお、実技講習に支障を及ぼすような悪天候の場合は、実技日程を変更することがあります。
- 実技が可能な服装(長袖、長ズボン)とし、手袋・ヘルメット・安全靴・合羽・長靴等をご用意下さい。
- 駐車場が狭いので、できるだけ相乗り等でお越し願います。
- 実技試験に不合格の場合は、1回に限り別途7,700円(税込)で補講・追試ができます。

(3) その他

- 受講票は送付致しません。
- 本人確認のため受付時に自動車運転免許証を提示下さい。
- 各自で昼食等をご準備下さい。
- 講習中の携帯電話の使用、居眠り、酒気帯び、不必要な私語、無許可の離席は禁止します。
- 秩序を乱す行為(受講態度不良等)を繰り返す場合は退席頂きます。その場合は、試験を受けることはできず、受講料等を返金致しません。
- 別紙〈新型コロナウイルス感染症の対応について〉をご覧下さい。

<別紙 1-1>

☆受講資格区分

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習

区分 (いずれかに該当)		免除科目	受講時間
C	1. 大型特殊自動車免許を有する者(免許条件に限定のないもの)	【学科】 4 時間 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 【実技】 20 時間 走行の操作	(14 時間) 【学科】 9 時間 【実技】 5 時間
	2. 大型、中型、準中型又は普通自動車免許を有し、かつ下記の特別教育修了後 3 ヶ月以上の運転の業務に従事した経験を有する者		
	(1)機体重(質)量 3 ト未満の車両系建設機械(整地等)		
	(2)機体重(質)量 3 ト未満の車両系建設機械(解体用)		
	(3)最大積載量 1 ト未満の不整地運搬車		
	3. 大型、中型・準中型又は普通自動車免許を有し、かつ下記のいずれかに該当する者		
	(1)機体重(質)量 3 ト以上の車両系建設機械(整地等)の運転の業務経験が昭和 49 年 9 月以前に 3 ヶ月以上ある者		
	(2)機体重(質)量 3 ト以上の車両系建設機械(解体用)の運転の業務経験が平成 2 年 9 月以前に 3 ヶ月以上ある者		
	(3)最大積載量 1 ト以上の不整地運搬車の運転の業務経験が平成 2 年 9 月以前に 3 ヶ月以上ある者		
	4. 不整地運搬車運転技能講習を修了した者		

受 付	年 月 日	確 認	年 月 日

入金日	入金方法	受講料等
月 日	現金・振込	税込 円
		(税抜) 円

(太枠は支部にて記入！)

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習受講申込書

 貼らない	1.運転免許証サイズ 2.無帽で正面を向いたもの 3.背景がないもの 4.提出の日前6か月以内 5.裏面に氏名 6.傷がつかないように	(太枠内記入しない)	受付番号	No.
	受講地	松江	5 年 9 月 2 0 日	

(ふりがな)		※修了証に旧姓等の併記が必要な場合のみ記入(要証明書類)	(ふりがな)	
氏 名		氏 名 又は通称		
生年月日	昭和 平成 年 月 日 (満 才)			
現住所	〒 緊急連絡先(携帯電話等) TEL ※個人で申込む場合は FAX 番号記入 無 FAX			

※修正テープ等不可

(注)＜別紙 1-1＞受講資格区分より該当する区分のいずれかに☑印を記入の上、チェックした項目について必要な書類を添付し申込む。(写しは事業主の原本証明をしたもの)

C 区分		添付書類	<重要>
チェックは一つ	1. ☐	大特の自動車運転免許証(限定のないもの)の写し	写しには事業主の原本証明が必要です。※案内をご覧ください。
	2. (1) 整地 ☐ (2) 解体 ☐ (3) 不整地 ☐	3点すべて { ・ 該当する自動車運転免許証の写し(大型,中型,準中型,普通) ・ 修了証の写し(所属事業所発行の修了証の場合は特別教育受講証明書又は記録等を添付) ・ 運転業務経験証明書(教育修了後3ヶ月以上)	
	3. (1) 整地 ☐ (2) 解体 ☐ (3) 不整地 ☐	該当する自動車運転免許証の写し(大型,中型,準中型,普通)および運転業務経験証明書(3ヶ月以上) ※条件を別紙受講資格区分でご確認ください。	
	4. ☐	不整地運搬車運転技能講習修了証の写し	
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望 ☐	戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証の写し等	

上記のとおり相違ないことを証明します。※個人で申込む場合は記入する必要なし	
所在地 〒	
事業所名	
代表者氏名	(印)
TEL	FAX

(公社)建設荷役車両安全技術協会
島根県支部 殿

令和 年 月 日

受講者氏名
(自筆で記入。ゴム印、PC 入力等不可)

運 転 業 務 経 験 証 明 書

運転業務の経験期間中に就業していた（又は就業している）事業主の証明

車両系建設機械運転技能講習用

運 転 業 務 の 経 験 期 間 ※自動車ではありません	年 月～ 年 月 受講資格区分 C の 2.で申込み場合は、教育を 修了し、その後業務に就いてからの期間をご記 入下さい(申込時に 3 ヶ月以上)	年 ヶ月
機 械 の 種 類	メーカー名	
	型 式	
機体重(質)量又は 最大積載量	トン 該当する受講資格の条件を満たす数量を記入	
具体的な作業内容		

※「運転業務の経験期間」の開始年月、及び機体重(質)量に注意を払ってご記入下さい。修正テープ等での修正は認めませんので、事業所の訂正印を押印するか書き直しをお願い致します。

上記のとおり相違ありません。

受講者氏名

(自筆で記入)

上記の受講者が、枠内記入のとおり業務に就いたことを証明致します。

令和 年 月 日

所 在 地

事業所名称

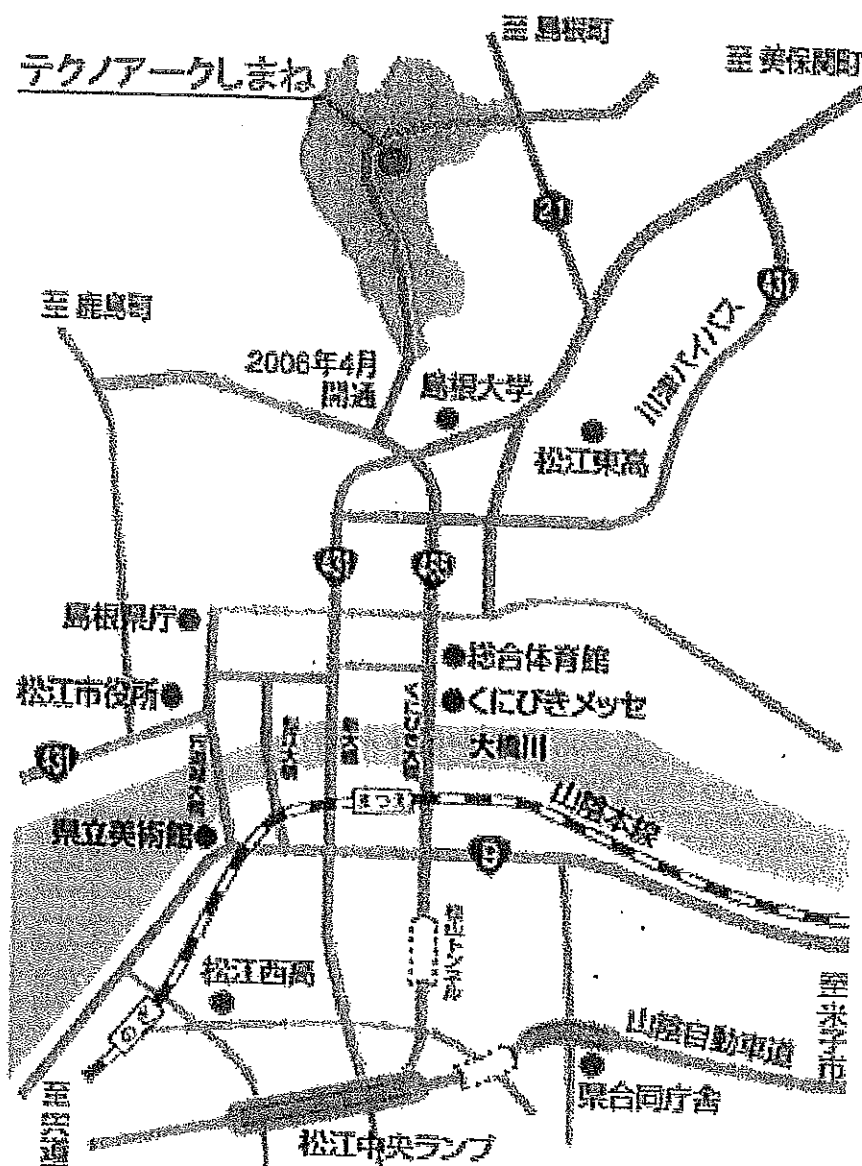
代表者氏名

㊞

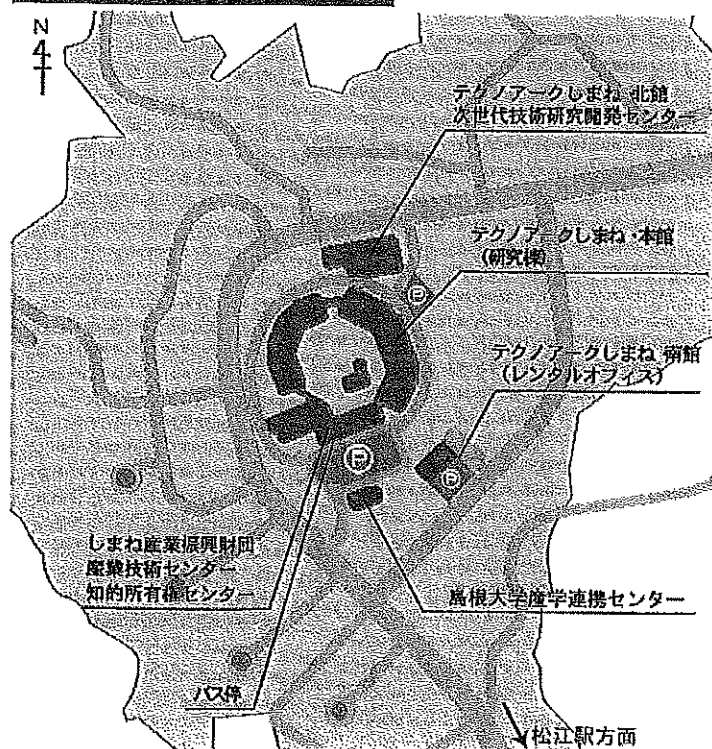
《学科会場案内図》

テクノアークしまね

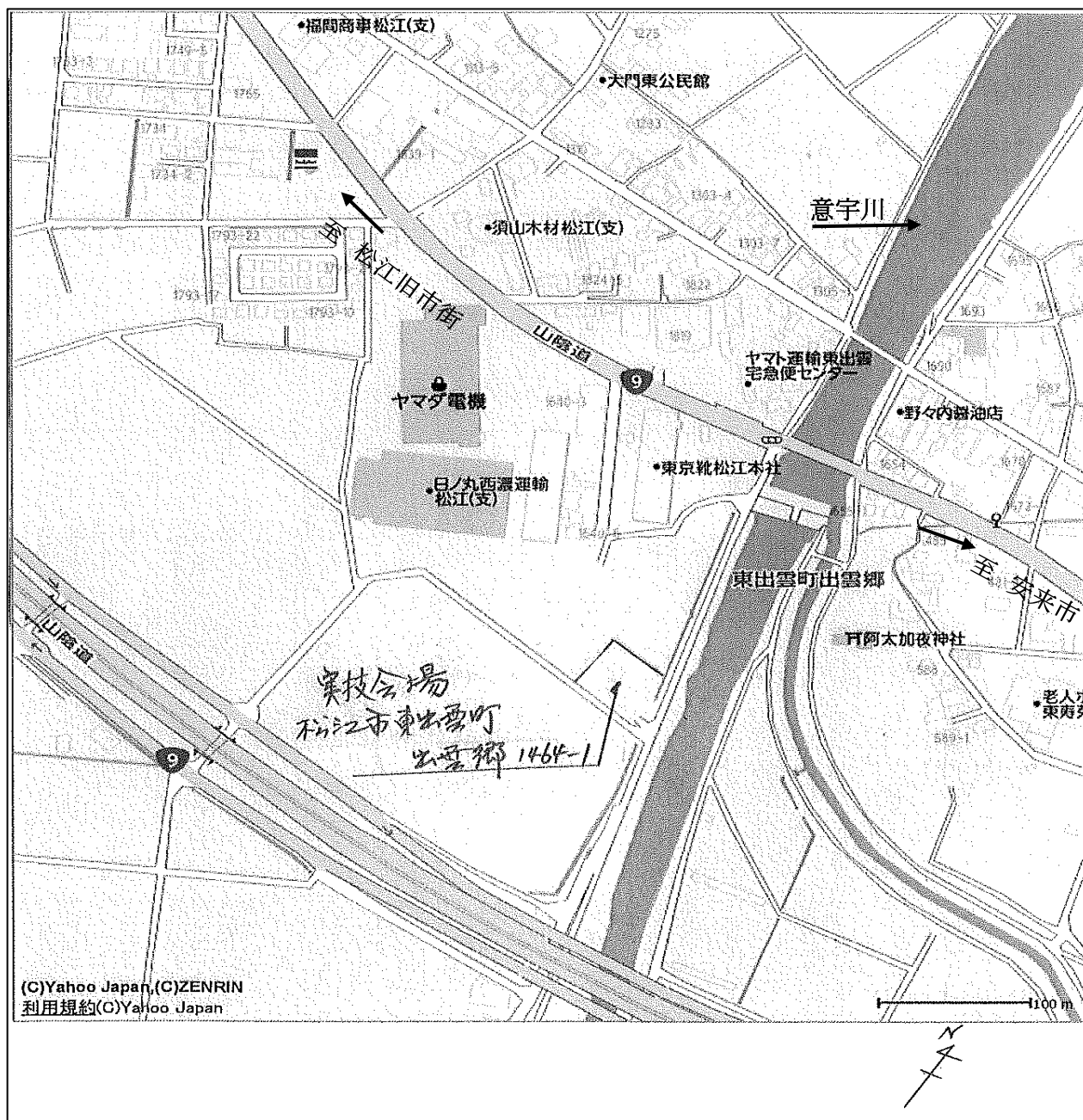
：松江市北陵町1番地



テクノアークしまねの詳細地図



車両系建設機械(整地等)技能講習 実技会場地図
住所:松江市東出雲町出雲郷1464-1



令和 5 年 4 月

各講習を受講する皆様へ

(公社)建設荷役車両安全技術協会
島根県支部

＜新型コロナウイルス感染症の対応について＞

新型コロナウイルス感染症の対応については、政府より令和 5 年 3 月 13 日以降マスクの着用は個人の判断と示される他 5 月 8 日以降は感染法上の分類を 2 類相当から 5 類相当に移行するなどこれまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しされる傾向にあります。

当協会としては、引き続き感染症の対策に努めて参りますので、下記に留意し、受講して頂きますようお願い申し上げます。

記

- 1) 県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況や政府、県の対応によっては、急遽講習の開催を中止する場合がございます。その場合は、申込みを頂いている方のみ、ご連絡致します。
- 2) マスクの着用につきましては政府のガイドラインに従い、個人の判断に委ねます。
- 3) 受講日当日、またはそれ以前より発熱や風邪等の症状がみられる場合には、受講についてご遠慮頂き、ご連絡をお願いします。
- 4) 受講者に感染が確認された場合、受講者名簿(氏名、生年月日、住所、連絡先等)を保健当局に提供する場合がございますのでご了承願います。

以上